

# 所得控除について

## 雑損控除

災害や盗難、横領により資産に損失を受けた場合。

○ 控除額

(実質損失額－総所得金額等の合計額×10%) または、(災害関連支出の金額－5万円)のうちいずれか高い方の金額。

## 医療費控除

本人および生計を一にする親族のために医療費を支払った場合。

○ 控除額

医療費の実質負担額－(10万円と総所得金額等の5%のいずれか低い金額)

※控除限度額 200万円

### 【セルフメディケーション税制】

本人が健康の保持増進および疾病予防として一定の取組をしていて、特定一般用医薬品を購入した場合。※通常の医療費控除との併用はできません。

○ 控除額

(特定一般医薬品の購入総額－保険等により補てんされた金額)－12,000円

※控除限度額 88,000円

## 社会保険料控除

社会保険料、国民健康保険税、国民年金、介護保険料等を支払った額。

## 小規模共済等掛金控除

小規模企業共済掛金、個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金。

## 生命保険料控除

一般生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額(限度額 70,000円)。

一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額(限度額 28,000円)。

新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後の締結）		旧契約（平成 23 年 12 月 31 日以前の締結）	
支払金額	控除額	支払金額	控除額
12,000 円以下	全額	15,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	支払金額の 1/2+5,000 円	15,000 円超 40,000 円以下	支払金額の 1/2+7,500 円
32,000 円超 56,000 円以下	支払金額の 1/4+14,000 円	40,000 円超 70,000 円以下	支払金額の 1/4+17,500 円
56,000 円超	28,000 円	70,000 円超	35,000 円

## 地震保険料控除

地震保険料、旧長期損害契約の両方がある場合には限度額は 25,000 円です。

区分	支払金額	控除額
地震保険料	50,000 円以下	支払金額の 1/2
	50,000 円超	25,000 円
旧長期損害契約	5,000 円以下	全額
	5,000 円超 15,000 円以下	支払金額の 1/2+2,500 円
	15,000 円超	10,000 円

## 障害者控除

本人や扶養親族が障がい者である場合。

区分	控除額
障がい者	26 万円
特別障がい者	30 万円
同居特別障がい者	53 万円

## 寡婦控除

ひとり親控除に該当しない人のうち、次のすべてに当てはまる場合に受けられる控除。控除額 26 万円。

- 夫と死別した後婚姻していない、もしくは夫が生死不明の人、  
または夫と離別した後婚姻しておらず、扶養親族がいる人
- 合計所得金額が 500 万円以下。
- 住民票上の続柄に妻（未届）の記載がないこと（本人が世帯主の場合は、世帯員に夫（未届）の記載がないこと）。

## ひとり親控除

現に婚姻していない人、または配偶者が生死不明である人で、次のすべてに当てはまる場合。  
控除額 30 万円。

- 1 合計所得金額が 500 万円以下。
- 2 総所得金額等が 48 万円以下の生計を一にする子（他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族になっている人は除く）がいること。
- 3 住民票上の続柄に妻（未届）や夫（未届）の記載がないこと（本人が世帯主の場合は、世帯員に妻（未届）や夫（未届）の記載がないこと。）。

## 勤労学生控除

勤労学生で合計所得金額が 75 万円以下、かつ、その合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る金額が 10 万円以下の場合。控除額 26 万円。

## 配偶者控除

生計を一にする妻または夫の合計所得金額が 48 万円以下の場合。

区分	本人の所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
一般	33 万円	22 万円	11 万円
老人	38 万円	26 万円	13 万円

## 配偶者特別控除

生計を一にする妻または夫の合計所得金額に応じて受けられる控除。

配偶者の所得金額	本人の所得金額		
	900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
48 万円超 95 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超 105 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超 110 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円

## 扶養控除

生計を一にする親族の合計所得金額が 48 万円以下の場合。

区分	控除額
一般（16 歳～18 歳、23 歳～69 歳）	33 万円
特定（19 歳～22 歳）	45 万円
老人（70 歳以上）	38 万円
同居老親等（70 歳以上の本人または配偶者の直系尊属で同居している場合）	45 万円

## 基礎控除

すべての人に適用される控除。

合計所得金額	控除額
2,400 万円以下	430,000 円
2,400 万円超 2,450 万円以下	290,000 円
2,450 万円超 2,500 万円以下	150,000 円
2,500 万円超	適用なし